

民法 Chapter 23

Date

/

Date

/

Date

/



AがBに対して電器製品を売却する旨の売買契約（両債務に関する履行期日は同一であり、AがBのもとに電器製品を持参する旨が約されたものとする。以下、「本件売買契約」という。）に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

ア Bが履行期日を過ぎたにもかかわらず売買代金を支払わない場合であっても、Aが電器製品をBのもとに持参していないときは、Aは、Bに対して履行遅滞に基づく損害賠償責任を問うことはできない。

イ Aが履行期日に電器製品をBのもとに持参したが、Bが売買代金を準備していなかったため、Aは電器製品を持ち帰った。翌日AがBに対して、電器製品を持参せずに売買代金の支払を求めた場合、Bはこれを拒むことができない。

ウ Bが予め受領を拒んだため、Aは履行期日に電器製品をBのもとに持参せず、その引渡しの準備をしたことをBに通知して受領を催告するにとどめた場合、Bは、Aに対して、電器製品の引渡しがないことを理由として履行遅滞に基づく損害賠償責任を問うことはできない。

エ 履行期日にAが電器製品を持参したにもかかわらず、Bが売買代金の支払を拒んだ場合、Aは、原則として、相当期間を定めて履行の催告をしなくても、本件売買契約の解除をすることができる。

オ 履行期日になって、Bが正当な理由なく売買代金の支払をする意思が一切ない旨を明確に示した場合、Aは、相当期間を定めて履行の催告をしなくても、直ちに本件売買契約の解除をすることができる。

1 ア・ウ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 エ・オ

正解

4

[債権の効力] 弁済の提供・受領遅滞等

ア 正しい

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる（民法415条1項本文）。もっとも、債務者に**同時履行の抗弁権**など、とくに**履行遅滞を正当づける理由があるときは、履行遅滞の責任が生じない**（同法533条参照）。したがって、Aは、Bに対して履行遅滞に基づく損害賠償責任を問うことはできない。

イ 誤り

当事者の一方が一度自己の債務を提供し、相手方に債務の履行を求めたが相手方が応じず、**後日に再度の履行を求める場合、改めて自身の債務の提供をしなければならない**（大判明44.12.11、最判昭34.5.14）。したがって、Bは、Aが電器製品を持参せずに売買代金の支払を求めてきた場合、これを拒むことができる。

ウ 正しい

弁済の提供は、債務の本旨に従って現実になければならない（現実の提供 同法493条本文）。ただし、**債権者があらかじめその受領を拒んでいる場合には、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる**（口頭の提供 同条ただし書）。そして、**弁済の提供により、債務者は、債務不履行に基づく損害賠償責任等の責任を負わなくなる**（同法492条）。したがって、予め受領を拒んでいたBは、口頭の提供をしているAに対して、電器製品の引渡しがないことを理由として履行遅滞に基づく損害賠償責任を問うことはできない。

エ 誤り

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が**相当の期間**を定めてその**履行の催告**をし、その**期間内に履行がないときは**、相手方は、**契約の解除**をすることができる（同法541条本文）。したがって、Aは、相当期間を定めて催告した上でなければ、原則として本件売買契約を解除することができない。

オ 正しい

民法542条1項は、一定の場合において、債権者は、同法541条の催告（記述工の解説参照）をすることなく、**直ちに契約の解除をすることができる**ことを規定している。そして、その場合の1つとして、同項2号は、「**債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。**」を掲げている。

以上により、誤っているものの組合せは**肢4**であり、正解は**4**となる。